

第 3 3 号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 1 3 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

専 決 処 分 書

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

東大和市長 尾 崎 保 夫

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和３５年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「２０万円」を「２２万円」に改める。

第７条中「１００分の２．５２」を「１００分の２．５０」に改める。

第２３条第１項中「２０万円」を「２２万円」に改め、同項第２号中「２８万５，０００円」を「２９万円」に改め、同項第３号中「５２万円」を「５３万５，０００円」に改める。

第２３条の２中「第２４条の２」を「第２４条の２第１項」に改める。

第２４条の２第２項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第１９条第３項に規定するものをいう。）」に改める。

付則第２項中「第２３条第１項」を「第２３条」に、「同項」を「同条第１項」に改める。

付則第３項、第４項、第６項から第９項まで、第１２項及び第１３項中「第２３条第１項の」を「第２３条の」に改める。

附 則

- １ この条例は、令和５年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。